

令和7年度 岡山県立誕生寺支援学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校でのいじめの認知件数は年間数件程度で推移しているが、障害特性やコミュニケーション能力の未熟さなどがいじめの原因となることがあるため、適切な支援が必要である。また、多くの児童生徒は自分が加害者や被害者であることに気づいていない可能性があるため、周囲の状況などから客観的にいじめの有無を確認し、積極的な認知が求められる。さらに、携帯電話やスマートフォンの利用者が増加する中で、情報モラルの低下も懸念される。ネット上のいじめを防ぐためには、保護者や関係機関と連携し、望ましいネット利用についての指導を継続的に行う必要がある。いじめの早期発見や適切な対応を実現するために、教職員の研修を充実させることも重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・『いじめは重大な人権侵害であり、決して許さない』という姿勢を徹底するために、いじめはどの生徒にも起こり得ることを認識し、教職員は保護者や関係機関と連携しながら、未然防止、早期発見、早期対応、そして再発防止に努める。
 - ・児童生徒が主体的に活動し、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を得られる学校づくりを推進する。
 - ・児童生徒がSNS等を利用する際の情報モラル教育を推進する。
 - ・いじめの早期発見を目的として、アンケートと教育相談を実施し、得られた情報を教職員間で共有する。
- ＜重点となる取組＞
- ・児童生徒がいじめを未然に防ぐ力を育成するため、行事などで自分の役割を自覚し、責任を果たすことで自己肯定感や充実感を得られる活動を展開する。
 - ・児童生徒の実態に応じて、小学部低学年から段階的に情報モラルの指導を行う。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・いじめ問題対策基本方針を保護者に提示することで、学校のいじめ問題への取り組みについて理解を得る。 ・学校運営協議会や地域の方々との連携の機会を設け、地域における児童生徒の生活の様子について情報を収集し、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォンの正しい使い方について啓発を行う。 ・いじめ問題などの各種相談窓口に関するプリントを配付し、その活用を促す。 ・学校評価において、基本方針に基づくいじめの未然防止、早期発見、いじめの対応などの取り組み状況を評価項目として位置づけ、評価する。	い じ め 対 策 委 員 会 ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、いじめ事案への対応。 ＜対策委員会の開催時期＞ ・各学期に1回（年3回）行う。 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・いじめ事案発生時には、直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。 ＜構成メンバー＞ ・校内 ⇒校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主事、生徒指導係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 ・校外 ⇒（必要に応じて）児童相談所、警察署、医療機関等 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・岡山県教育委員会 ・岡山県総合教育センター ・おかやま発達障害者支援センター ・児童相談所 ・警察署 ・少年サポートセンター ・医療機関 ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣 ・各種情報交換 ・研修 ・児童生徒の心のケア ・刑事事件として扱われるケースの連携等 ・STANDBYの利用 ＜学校の窓口＞ ・校長 ・副校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導主事 ・特別支援教育コーディネーター

学校が実施する取組

①いじめの防止	＜教職員研修＞ ・教職員が授業で活用できる指導資料の共有を図る。 ＜委員会活動＞ ・高等部生徒会を中心に「いじめ防止ポスター・標語」の募集を行い、いじめに対する意識を高める。 ＜居場所づくり＞ ・生徒が活躍できる場を授業や行事の中で設定し、自己肯定感や充実感を得られる学校づくりをする。 ＜情報モラル教育＞ ・小学部では、互いを認め合う学習に取り組み、情報モラル教育の基礎を築く。 ・中学部および高等部では、ネット上のいじめを防ぐために情報モラル教育を行う。情報機器の使い方や情報発信に責任が伴うことを伝え、適切に利用する力が身につくようにする。
②早期発見	＜実態把握＞ ・学期ごとに心のアンケートと教育相談を実施する。 ・些細なトラブルでも、聞き取りや確認を行う。 ＜相談体制の確立＞ ・担任が中心となって、日常的に児童生徒へ声掛けや教育相談を行い、変化を見逃さないよう努める。 ・スクールカウンセラーと連携し、児童生徒がいじめを訴えたり、相談したりできる体制を整える。 ・生徒がアプリ（STANDBY）を利用して相談できるようにする。 ＜情報共有＞ ・児童生徒の気になる変化や行動があった場合は記録を残し、教職員間で早急に情報共有できるようにする。 ＜家庭への啓発＞ ・日々の連絡帳や個人懇談を通じて、家庭と学校の情報を共有することで、いじめに対応するための啓発をする。 ＜ネットパトロール事業の活用＞ ・生徒がネット上でのいじめに巻き込まれていないか把握するため、ネットパトロール事業で情報収集を行う。 ＜日常的な観察＞ ・学校や家庭内での日常的な観察を通じて、いじめの早期発見に努める。
③いじめへの対処	＜いじめの有無の確認＞ ・児童生徒がいじめを受けているという通報を受けた際には、速やかにいじめの有無や内容について事実確認を行う。 ＜組織的な対応の検討＞ ・いじめと認められる事案が発生した場合、組織的な対応を検討するためにいじめ対策委員会を開催し、速やかに対応策を講じる。また、教育委員会への報告を行い、必要に応じて関係機関への相談を実施する。 ＜いじめられた児童生徒への支援＞ ・いじめられた児童生徒を最優先で守るため、当該児童生徒およびその保護者に対して必要な支援を行う。 ・いじめが止んだ後も、状況を3ヶ月以上把握し、本人や保護者の心理状態にも配慮する。 ＜いじめた児童生徒への指導＞ ・いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるために、適切かつ毅然とした対応を行う。また、健全な人間関係を育むための指導も行う。